

監査結果公表第 6－1 号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

市長から、包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 29 日

八尾市監査委員	浅	川	昌	孝
同	木	虎	孝	之
同	前	園	正	昭
同	鑄	方	淳	治

記

1 措置の内容の通知

令和 6 年 8 月 26 日 付け八政行第 190 号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八政行第 190 号

令和 6 年 8 月 26 日

八尾市監査委員	浅	川	昌	孝	様
八尾市監査委員	木	虎	孝	之	様
八尾市監査委員	前	園	正	昭	様
八尾市監査委員	鑄	方	淳	治	様

八尾市長 山本 桂右

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について、別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成 29 年度包括外部監査について

税務事務の執行について

○平成 30 年度包括外部監査について

補助金・負担金等に係る事務の執行について

○令和元年度包括外部監査について

高齢者福祉に関する事務の執行について

○令和 2 年度包括外部監査について

公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

○令和3年度包括外部監査について

委託契約に関する事務の執行について

○令和4年度包括外部監査について

財産の管理及び運用に係る事務の執行について

○令和5年度包括外部監査について

産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

※なお、平成14年度包括外部監査「出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成15年度「補助金の財務事務の執行について」、平成16年度「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成17年度「公の施設」の管理運営について」、平成18年度「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成20年度「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成21年度「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成22年度「歳入の執行事務について」、平成23年度「教育行政における取組み等について」、平成24年度「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」及び平成25年度「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

○包括外部監査における改善措置等の状況(令和6年7月20日時点)

年度	監査の内容	結果意見の件数 (a)		令和6年1月20日まで の対応済み件数 (b)	今回対応分 (a)-(b) =(c)	今回対応済みとなった件数		次回以降に 対応する件数 (c)-(d)	
						合計件数 (d)	内、「措置済み」件数 内、「市の判断により 対応」した件数		
H14～18年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(14出資法人)(15補助金)(16公共下水道)(17公の施設)(18市立病院)		結果	45	45					
		意見	441	441					
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	――	――	――	――	――
		意見	33	32	1	0	0	0	1
H20～25年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(20保険事業)(21委託契約及び工事請負)(22歳入事務)(23教育行政)(24水道 事業)(25公共資産)		結果	23	23					
		意見	123	123					
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	――	――	――	――	――
		意見	22	21	1	0	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	――	――	――	――	――
		意見	67	66	1	0	0	0	1
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の 事務の執行について	結果	26	26	――	――	――	――	――
		意見	94	91	3	0	0	0	3
29	税務事務の執行について	結果	3	3	――	――	――	――	――
		意見	21	20	1	0	0	0	1
30	補助金・負担金等に係る事務の執行について	結果	7	7	――	――	――	――	――
		意見	52	48	4	0	0	0	4
R1	高齢者福祉に関する事務の執行について	結果	18	18	――	――	――	――	――
		意見	66	58	8	2	2	0	6
R2	公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について	結果	15	15	――	――	――	――	――
		意見	77	62	15	7	6	1	8
R3	委託契約に関する事務の執行について	結果	4	4	――	――	――	――	――
		意見	95	74	21	7	7	0	14
R4	財産の管理及び運用に係る事務の執行について	結果	7	2	5	3	3	0	2
		意見	30	11	19	7	7	0	12
R5	産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について	結果	3		3	2	2	0	1
		意見	28		28	4	4	0	24
合 計		結果	166	158	8	5	5	0	3
		意見	1149	1047	102	27	26	1	75

1. 令和6年7月20日までに改善措置等を講じた事項

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について(5件)

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

1. 基金の管理

(個別事項)

(24) 奨学資金貸付基金

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R6.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	学務給食課	運用益金の処理について	当基金から生じた運用利息については、過去から継続して一般会計歳入歳出予算に計上しており、当基金の積立てには編入していない。 当基金は、八尾市奨学基金条例に基づくものであることから、当基金から生じた運用利息については、適用する八尾市奨学基金条例に明記されている運用益金の処理に従い、基金に編入するべきである。	当該基金から生じた運用利息について、条例に規定する運用益金の処理に従い、基金に編入するよう、事務を改めてまいります。	当該基金から生じた運用利息について、条例に規定する運用益金の処理に従い、基金に編入するよう、事務を改めました。 (措置済み)

(26) 杉本久仁一こども食育支援基金

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R6.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20までの取組等の内容と改善の方針
2	学務給食課	成長手帳作成事業に係る基金からの充当額について	「八尾っ子せいちょうぶっく」の作成費用について、基金の適切な費用負担とすべく、「成長手帳作成事業」に充当すべき費用の根拠となる請求書等をこども施設運営課から入手し、基金から支出する金額の妥当性について担当課も確認を行うべきと考える。また、作成費用にかかる当基金の負担割合についても、改めて検討を行うべきと考える。	基金から支出する金額の妥当性について、充当費用の根拠となる請求書等を入手し、確認を行ってまいります。 また、作成費用にかかる当該基金の負担割合についても、改めて検討を行ってまいります。	作成費用にかかる当該基金の負担割合について改めて検討を行い、令和6年度より基金から支出しないこととしました。 (措置済み)

2. 債権の管理

(個別事項)

(1) 老人福祉施設利用者負担金等

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R6.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20までの取組等の内容と改善の方針
3	高齢介護課	延滞金の徴収減免手続きについて	納付期限を超過した老人福祉施設利用者負担金等については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。	当該負担金等に係る延滞金について、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条の規定に基づく免除を実施する場合の要綱の制定について検討しているところです。	当該負担金等に係る延滞金について、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条の規定に基づく免除の基準を要綱に定めました。 また、免除を決定する際の決裁文書において、当該規程を適用して行うことを明記するよう、所属における事務処理のマニュアルを改めました。 (措置済み)

【令和5年度】産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

(4) オープンイノベーション推進事業

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	産業政策課	「みせるばやお」の賃料の負担及び法的関係等の整理について	市と転貸先である「株式会社みせるばやお」との損害賠償の負担関係や、原状復旧義務の負担関係などが明確になっていない。したがって、市が予期していない支払いを負担するリスクがあるため、協定内容等の見直しを検討する必要がある。		リスク負担の関係について明記する内容に改めた連携協定書を締結しました。 (措置済み)
5	産業政策課	「みせるばやお」の賃料の負担及び法的関係等の整理について	現在の転貸に係る覚書の記載は、市がみせるばやおの運営業務を株式会社みせるばやおに委託しているような記載となっているが、実態は任意団体「みせるばやお」が株式会社みせるばやおに運営委託しているため法的関係が不明瞭となっている。 したがって、運営委託の主体者について契約者相互に誤解が生じないよう、実態に合わせて見直す必要がある。		転貸に係る覚書において、市と任意団体「みせるばやお」、株式会社みせるばやおの法的関係を明確にし、実態に合わせた内容に改めました。 (措置済み)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について(27 件)

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課 地域支援室	今後の事業継続について	「見守りネットワーク推進事業」のサービス内容は、「訪問介護等の提供事業以外の日常生活上の支援及び指導」であり、内容自体曖昧である。 「孤独死防止事業」のように、特定の事業者へ委託費を払って見守り事業を推進してもらうのではなく、広く身近な人たちに見守り、支えあいの意識をもってもらう「高齢者見守りサポーターやお」事業の方が、事業の性質にあっているのではないかと思われ、事業の実施内容の整理が求められる。	見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、事業の在り方や総合事業における訪問型サービスへの移行可能性について検討を進めております。	「見守りネットワーク推進事業」の在り方について検討し、「孤独死防止事業」の実施を見直した上で、引き続き「高齢者見守りサポーターやお」により事業を実施していくこととしました。 (措置済み)
2	高齢介護課 地域支援室	モデル事業として継続していることの問題点について	「孤独死防止事業」は、平成 16 年に国費・府費を財源とした介護予防事業・地域支えあい事業として始まった。現在、事業が実施されているのは桂中学校区の 1 地区のみである。平成 17 年以後は新たな事業者の募集も行われていない。 これまでの実績や収集した資料に基づき、モデル事業であることの意義や、今後の事業の在り方や方向性について検討すべきである。	地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、事業の在り方や総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。	モデル事業としてのこれまでの実績や収集した資料を踏まえ、在り方について検討し、実施の見直しを行いました。 (措置済み)

【令和2年度】公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(個別事項)

(7) 八尾市立総合体育館、八尾市立屋内プール等のスポーツ施設

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	文化・スポーツ振興課	自主事業の施設使用料について	自主事業で使用している「多目的室」は、部屋として独立した空間であるが、指定管理者が無償で優先的かつ排他的に利用している根拠が不明瞭である。市は、無条件に無償の貸与を認めるのではなく、一定の対価を徴収することも含めて検討すべきである。また、多目的室は施設案内等にも記載されておらず、市民が利用できる場所ということが周知されていない。市民に開放することなども検討されたい。	「多目的室」の位置付けについては共用部として整理し、自主事業で使用する場合は、目的外使用許可を受け、使用料を支払うよう募集要項に明記しました。 自主事業として使用しない場合、市民が利用できる場所として周知するよう、指定管理者と協議してまいります。	「多目的室」の位置付けについては共用部として整理し、市民が休憩場所等として利用できるよう案内することとし、指定管理者が自主事業で使用する場合は目的外使用許可を行い、使用料を納めさせるよう改めました。 (措置済み)

(8) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	生涯学習課	基本協定書の「備品」の文言について	次回の協定書の締結時までに協定書の「備品」「備品等」という文言を見直しし、所有権が八尾市に帰属すべき備品を「備品Ⅰ」、指定管理者に所有権が帰属すべき備品を「備品Ⅱ」とする定義の規定を入れるなど、その文言に従って、各規定における「備品」「備品等」がどちらを指すのかが、明確になるように協定書の文言を修正すべきである。	協定書の文言について、備品の定義が明確となるよう、見直しを進めております。	備品の定義が明確となるよう協定書の文言を見直し、新たに基本協定書を締結しました。 (措置済み)
5	生涯学習課	利用料金の返還等についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者にキャンセルが発生した場合の規定として既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、文言の一部について、やや混乱を招きかねないような表現があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	利用料金の返還等について、趣旨がより明確となるよう協定書の文言を見直し、新たに基本協定書を締結しました。 (措置済み)

(10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	観光・文化財課	成果の発信方法に関する、業務水準の明確化について	仕様書のうち、広報活動等に関する部分は、ホームページなどの広報活動について「積極的に取り組むこと」、刊行物の作成及び配布についても「行うこと」となっており、明確化がされていない。ホームページに関しては記載内容、刊行物の作成及び配布に関しては、発行頻度や部数・配布先等を明確化するなど、業務水準を固定化されたい。	当該センターは令和5年度末に廃止することとなったため、市が行う令和6年度以降の広報活動等に寄与するよう、廃止までの間、取り組みの手法等について指定管理者と協議してまいります。	当該センターは令和5年度末に廃止となりましたが、それまでに指定管理者と協議した内容を踏まえ、広報活動等に取り組んでまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

(13) 安中新田会所跡旧植田家住宅

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(目的を限定した利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、利用の目的に言及する部分につき、条例と利用規約との関係性が明示されておらず、条例とは別のルールが定められているかのような誤解を生みかねない。許可が可能な具体的な利用の例を例示するなど、より分かりやすい形に改められたい。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう協議を進めております。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう改められました。 (措置済み)
8	観光・文化財課	指定管理者が定める管理運営規約(営利目的の利用)について	指定管理者が定める管理運営規約のうち、営利目的による利用に関する部分につき、条例の定めを超えて、独自のルールを定めていると読めなくもないため、施設の有効な活用及び市民から見た時のルールの明確化の観点から、条例の範囲内で一読してわかりやすい利用規約の整備を行うべきである。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう協議を進めております。	条例と整合が取れていなかった利用規約の箇所については、指定管理者において改定が行われました。また、市民に分かりやすい利用例を示すよう改められました。 (措置済み)

(17) 八尾市営住宅

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	住宅管理課	住み替え誘導の一層の促進について	「八尾市営住宅機能更新事業計画」において、老朽化が著しい等により建替が必要と判断した住棟の現居住者について、他の住居への住み替え誘導等を行うこととしているが、必ずしも計画どおりには進んでいない。住み替え誘導は、市営住宅の管理コスト削減への貢献度が高いことから、時期を区切って進め、それでも住み替えが実現しない場合、法的手続きも視野に入れた対応も検討すべきである。	対象入居者の意向等を確認し、住替え可能な住居の確保を行い、速やかに住替えが行えるよう対応してまいります。また、今後入居者の拒否等で住替えが実現しない場合、法的手続きも含めた対応が可能であるかについては引き続き検討しております。	対象入居者との話し合い等について時期を区切って進め、令和6年3月に住替えが完了しました。 また、法的手続きを含めた住替え誘導の方針を定め、今後入居者の拒否等で住替えが実現しない場合は当該方針に基づき対応することとしました。 (措置済み)

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(各論事項)

(5) 八尾市男女共同参画センター業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	人権政策課	男女共同参画センター(すみれ)の行う情報発信事業の再構築について	男女共同参画にかかる情報発信について、いかなる情報を誰に向けて発信するのか、その目的と効果との関係からいかなるツールを用いるのが効果的であるのか、再度、見直しを行い、事業内容のさらなる整理を検討すべきである。	令和4年 12 月より Facebook に加え、新たに Twitter、LINE を用いた情報発信に取り組んでおり、効果的な情報発信方法について、引き続き検討してまいります。	効果的な情報発信となるよう、情報誌による情報発信の方法から Facebook や LINE 等を活用した方法、WEB 広告による方法に見直しを行いました。 (措置済み)

(18) 休日急病診療所窓口業務、診療報酬明細書作成及び総括業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	健康推進課	徴収事務委託の範囲等を示す「告示」について	この契約では「診療費」と「文書交付手数料」の2種類の歳入について、徴収の事務を委託しているが、徴収事務を委託する旨の告示では「休日急病診療料」と表示している。市民に対する情報提供の性格を有す	今回の入札により決定した事業者との契約に係る告示について、今回指摘された内容を反映する予定としています。	新たな契約における仕様書や徴収事務を委託する旨の告示において、正確な記載に改めました。 (措置済み)

			る「告示」において、正確な記載を行うべきであり、契約書・仕様書においても、2種類の徴収事務を委託していることが分かるような記載に変更すべきである。		
12	健康推進課	診療料の徴収事務委託における現金の取扱いについて	現在、市の職員が、月ごとに4回から5回にかけて、患者等からの診療費等の現金を移動させるというリスクを負い、また、その度に納付書を作成しては、市の職員が金融機関まで出向いていくという事務的な負担を負う方式が用いられている。今後は、徴収を行っている受託者側が納入する方式に変更されたい。	次回の入札において、今回指摘された内容を入札仕様書に反映する予定としています。	新たな契約における仕様書において、徴収した現金は受託者が指定金融機関での納入を行うよう明記しました。 (措置済み)

(25) 八尾市水道料金徴収等総合業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	お客さまサービス課	公募型プロポーザルの参加者を増やす努力などについて	公募型プロポーザル方式の参加者を増やすため、提案見積金額上限額を積算する際の見積額の提出を他の業者にも依頼する、参加について積極的に声がけする等を行うことが望ましい。また、現契約者から聞き取りを行うなどして業務内容を見直すことが、契約額の経済性・合理性を高めることにつながる可能性がある。加えて、業務を仕様に落とし込み、一般競争入札あるいは指名競争入札を行うことも検討されたい。	提案見積金額上限額を積算する際には複数の業者に見積もりを依頼することや参加者を増やすための取り組みに努めてまいります。 また、現在の委託業務の内容を再度見直し、仕様書を精査した上で、一般競争入札も含めて選定方法を検討してまいります。	令和6年度の事業者選定において、複数の業者に声がけし、見積もりを依頼するとともに、現行の業務内容を仕様に落とし込み、一般競争入札を実施しました。 (措置済み)
14	お客さまサービス課	他市比較の実施について	価格や業務の適正性を検証する手法として、同様の業務を外委託している他市と比較を行うことにより、業務内容の改善、価格の妥当性の検証などを行われたい。	八尾市と同等規模の市に対し、業務委託料や業務内容について照会等により調査を行い、比較検証してまいります。	八尾市と同等規模の市における業務委託料や業務内容について比較検証を行い、業務委託の仕様書に反映した上で一般競争入札を実施しました。 (措置済み)

(29) 八尾市英語指導者派遣事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
15	学校教育推進課	ネイティブ英語指導者(NET)の資格要件の確認	事業者に対して、仕様書の資格要件を満たした者がネイティブ英語指導者(NET)として選任されていることを確認できるような書面や根拠書類を提出する義務を課すように仕様書を見直すべきである。また、市が学校訪問時に確認した英語指導能力に関するNETの適合状況については、書面で評価結果を残し、次期以降の仕様書の見直しに活用すべきである。	資格要件が確認できる書類の提出義務について、仕様書に明記しました。 (措置済み) また、ネイティブ英語指導者(NET)の評価については、令和5年度から外国人指導助手(ALT)の会計年度任用職員での直接雇用に変更し、本市会計年度任用職員の人事評価に基づき評価を行っています。	資格要件が確認できる書類の提出義務について、仕様書に明記しました。 (措置済み) また、ネイティブ英語指導者(NET)の評価については、令和5年度から外国人指導助手(ALT)の会計年度任用職員での直接雇用に変更し、本市会計年度任用職員の人事評価に基づき評価を行いました。 (措置済み)

(32) 八尾市小学校給食調理業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
16	学務給食課	変更契約(食数増加に伴う変更契約)の妥当性について	食数増加に伴う変更契約に際して、「八尾市調理員配置基準」が用いられているが、この「基準」は表が存在するのみであり、その内容や詳細が不明であり、その適用要件等が不明確であるなど、適切な積算に向	「小学校給食調理員の配置数に関する取扱要領」を制定し、食数及び調理環境に応じた調理員の配置基準を明確にしました。令和6年度開始の調理委託業務より、本基準に基づいた仕様を作成	「小学校給食調理員の配置数に関する取扱要領」を制定し、食数及び調理環境に応じた調理員の配置基準を明確にした上で、令和6年度開始の調理委託業務より、本基準に基づいた仕様を作成

			けて課題があるため、改善されたい。また、適宜基準の見直しを行う仕組みを検討するとともに、入札時の単価が増減される場合にも適用されるものとして、相応の根拠を持つ、明確な基準作りを検討されたい。	し、入れを実施してまいります。	し、入れを実施いたしました。 (措置済み)
--	--	--	---	-----------------	--------------------------

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

1. 基金の管理

(共通事項)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
17	財政課 各基金担当課	基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて	市は、基金が有効活用されているか、社会情勢等の変化に伴い基金の必要性が疑わしい状況にないかなど、定期的に「基金の見直し」を行うべきであり、その仕組みを全庁的に設ける必要があると考える。	基金所管課会議を開催し、基金の見直しについて考え方を協議しました。今後、見直し方針を策定する方向で調整を進めています。	定期的に基金の見直しを行うため、既に設置している基金の見直し基準等を定めた「特定目的基金の設置及び見直しに関する基準」を制定しました。 (措置済み)
18	財政課 各基金担当課	基金にかかる方針及び中長期計画について	基金は特定の目的のために財産を維持し、積み立て、又は定額の資金を運用するために設定されている。特定の目的に取り組むためには、本来、必要となる資金の目標額があり、それに向けた積立計画が必要であり、また目的達成に向けた活用の「方針」を策定する必要がある。 また、基金の性格にもよるが、安定的な積立ての見込みが立つ場合や多額の資金を保有する場合などは、「方針」に基づき「中長期計画」を策定する必要性があるかどうかを検討するべきと考える。	各基金の設置目的や資金運用の形態などを踏まえ、積立計画や活用方針の策定について必要に応じて取り組んでまいります。	新たに定めた「特定目的基金の設置及び見直しに関する基準」に基づき、各基金の見直しを行うこととし、設置目的や資金運用の形態などを踏まえて方針等を策定することとしました。 今後、新たな基金を検討する場合においても、同基準に基づいて必要な場合は方針等を策定し、基金の適切な管理・運用に取り組んでまいります。 (措置済み)
19	財政課 各基金担当課	基金の設置ルールについて	新たな基金の設置を検討する場合には、個人名を冠することの是非を含め、全庁的な設置ルールに基づいて行う必要があり、そのためには一定の判断基準を設けるべきと考える。	基金所管課会議を開催し、基金の見直しについて考え方を協議しました。今後、見直し方針を策定する方向で調整を進めています。	事業目的や資金使途が類似・重複して設置されないよう、新たな基金の設置を検討する際の基準や個人名を冠する基金を検討する場合での設置を是とする条件について定めた「特定目的基金の設置及び見直しに関する基準」を制定しました。 (措置済み)
20	財政課 各基金担当課	基金に積み立てる寄附金の活用目的変更に係る事前合意について	寄附によって積み立てられている基金は、寄附者の意思を尊重して事業を実施する必要があるが、経済・社会情勢の変化により基金の意義が薄れる可能性もある。 寄附金を受け入れて一定の年数を経過したのちには、改めて基金の存続の可否について検討すること、検討の結果によっては類似目的の基金に寄附金が編入される可能性があることを、寄附者から寄附金を受け入れる時に合意を得ておくことが望まれる。	基金所管課会議を開催し、基金の見直しについて考え方を協議しました。今後、見直し方針を策定する方向で調整を進めています。	新たな基金の設置を検討する際、経済・社会情勢の変化に合わせて基金の存続可否を検討することや、その結果として統廃合の可能性のあることについて寄附者の合意を得ることを条件とし、制定した「特定目的基金の設置及び見直しに関する基準」に定めました。 (措置済み)

21	財政課	基金の財源となるふるさと納税における活用分野の設定について	基金において実施する事業が十分なものとなるために、ふるさと納税の活用分野を集約して、基金の目的に親和性のある基金を複数カバーできるように設定するべきと考える。	活用分野の集約など、いただいた寄附金を有効に活用できるよう検討してまいります。	いただいた寄附金を活用し、実施する事業が十分なものとなるよう、ふるさと納税の活用分野を16分野から4分野に改めました。 (措置済み)
----	-----	-------------------------------	---	---	---

(個別事項)

(11) 国民健康保険出産費資金貸付基金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
22	健康保険課	基金の廃止若しくは規模の縮小について	出産費資金貸付基金の役割は、出産育児一時金の直接支払制度の導入によって全うされたものと考え、当該基金の廃止若しくは規模の縮小を検討すべきであるとする。	当該基金の廃止若しくは規模の縮小に向け、検討してまいります。	当該基金の役割について見直しを行い、令和5年度末に廃止しました。 (措置済み)

2. 債権の管理

(個別事項)

(3) 障がい福祉サービス費等返還金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
23	障がい福祉課	分納期間が長期にわたる債権に係る分納期間等の見直しについて	収納が分納によって行われる場合には、債務者の財産状況等の定期的な更新を行い、分納期間の見直しの可否を検討すべきと考える。	分納期間が長期にわたる債権について、債務者の財産状況の把握を定期的に行い、その都度、適切な分納期間の見直しの可否を検討してまいります。	債務者の財産状況や法人の体制、活動状況の把握を改めて行った上で、分納期間の見直しの可否を検討し、当該債権については、引き続き現行の分納期間としつつ、今後、財産状況等の変化がある際には分納期間の見直しを行うよう事務処理マニュアルに定めました。 (措置済み)

【令和5年度】産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

(3) 中小企業サポートセンター事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
24	産業政策課	インキュベーション施設の利用実績開示について	令和4年度の使用者数は4者、稼働率は36.5%の状況であり、効果的に稼働しているとは言いがたい。施設の稼働を高めるための取り組みとして、最新の入退去情報等利用実績を開示することが望まれる。		最新の利用実績を開示するよう改め、令和5年度末時点では、63.6%の入居率に改善しました。引き続き、施設の稼働を高める取り組みを行ってまいります。 (措置済み)

(4) オープンイノベーション推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
25	産業政策課	「みせるばやお」の賃料の負担及び法的関係等の整理に	必ずしも市が賃料を全額負担し続けることを前提とするのではなく、「みせるばやお」の活動内容や活動の採算性、公益性等を勘案して、事業運営を十分に行える会費収入等がある場合は、その部分に対して		賃料負担について検討を行い、会費収入等の状況により一定程度の賃料負担を求める内容に改めた連携協定書を締結しました。 (措置済み)

		について	負担割合を決めるべきである。したがって、「株式会社みせるばやお」あるいは本来の活動主体である任意団体「みせるばやお」から一定程度の賃料負担を求めことや、賃貸借契約に関して「株式会社みせるばやお」も加えた3者契約とすることについて検討することが必要であるとする。		
--	--	------	--	--	--

(12) 観光魅力創造事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
26	観光・文化財課	共催イベント来場者に対する市内観光への取り組みについて	共催は、市の魅力発信、周辺地域との連携等に寄与し、また、万博前のイベントとして市との取り組みの連携を図れるものと考えられるため、今後は当該イベントを契機に八尾市を知った人々をどのように市内観光につなげていくのかについて検討を進め、再度八尾市に来たくなるような仕掛けを戦略的に描いたうえで実行する必要がある。		令和6年度に実施した共催イベントにおいて、参加者がさらに市の魅力に触れることができるよう、体験型観光コンテンツを活用した仕掛けづくりに取り組みました。 (措置済み)

(14) 国内交流事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
27	観光・文化財課	国内交流都市を紹介する市のホームページについて	市のホームページにおける国内交流都市の紹介は、市民が情報収集するための重要な手段であるが、ホームページは長期間更新されていない。 国内交流都市と連携して、国内交流都市を紹介するホームページの内容は、定期的に更新すべきである。		国内交流都市と連携して市の紹介ページを更新し、最近のイベント情報等を記載した内容に改めました。 (措置済み)

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成 19 年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	職員課	(1)給料	③技能労務職給料表 八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。 八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。 なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。 また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。 今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。 なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。 また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。 現在、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の給料表の見直しについて検討しているところです。

【平成 26 年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。 市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人	令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、計画的にケースワーカーの増員を進めているほか、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、	令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、計画的にケースワーカーの増員を進めているほか、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、

			員体制の整備を図ることが必要である。	体制の強化を図っています。職員数の不足については、採用計画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。	体制の強化を図っています。職員数の不足については、採用計画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。
--	--	--	--------------------	--	--

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について

（意見） 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

（23）図書館サービスの充実事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	生涯学習課	公設図書館の運営方法の検討について	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高いとなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、人件費高騰の導入効果への影響等も踏まえながら、引き続き検討を進めているところです。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、人件費高騰の導入効果への影響等も踏まえながら、引き続き検討を進めているところです。

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

（意見） 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

（3）公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	団体・所管課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	文化振興事業団 (文化・スポーツ振興課)	法人全体の中 期計画等の策 定について	文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。 また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。	施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各1名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 （措置済み） 法人の方向性や新規の事業展開等を見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。	施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各1名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 （措置済み） 法人の方向性や新規の事業展開等を見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、策定に向けて協議しております。

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成 27 年度より5年間にわたり年間 16,000 千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。 整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。	シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成 27 年度から令和4年度の8年間で 80,000 千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。 市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。	シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として積み立てを行っており、整備に必要な資金を計画的に確保するため、引き続き、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、計画的な資金計上を行ってまいります。 市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	団体・所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	観光協会 (観光・文化財課)	中期計画の策定について	観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。 観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。 また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。	現在、市の観光振興に関する基本的な考え方と連携した会員数や観光案内所への訪問者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。 今後、第6次総合計画及び観光振興に関する基本的な考え方との整合性を図るとともに、自主財源の安定的な確保策等を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。	現在、市の観光振興に関する基本的な考え方と連携した会員数や観光案内所への訪問者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。 今後、第6次総合計画及び観光振興に関する基本的な考え方との整合性を図るとともに、自主財源の安定的な確保策等を含めた中期計画の策定に取り組んでまいります。

【平成 29 年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	市は平成 10 年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続しつつ、一定期間経過ごとに減	固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。	固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。

			免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。 こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はありと考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。		
--	--	--	--	--	--

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	コミュニティ政策推進課	八尾市校区まちづくり交付金について	現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、まちづくり協議会を構成する団体の、独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。 校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については、既に一定の整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と、各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化につなげることが必要である。	校区まちづくり交付金の方向性について、平成 30 年度、令和元年度に各々実施した校区まちづくり協議会あり方検討や本協議会の支援に関するあり方検討の結果、及び、令和4年度の「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」からの提言を踏まえるとともに、各構成団体の事業の性質も考慮した上で、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう、現行の一括交付金方式を見直し、ソフト事業を中心とした提案審査方式を導入する方針を決定し、校区まちづくり協議会会長や庁内での説明、市議会への報告も行いました。住民主体の地域自治に寄与する取組みに対して効果的に財源が活用されるよう、制度の詳細について段階的に説明を行い、理解を深めていただけるよう働きかけてまいります。 また、地域団体を所管する担当課と交付金や団体の支援のあり方等についての協議を行っており、今後も全庁的な協議を進めてまいります。	校区まちづくり交付金の方向性について、平成 30 年度、令和元年度に各々実施した校区まちづくり協議会あり方検討や本協議会の支援に関するあり方検討の結果、及び、令和4年度の「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」からの提言を踏まえるとともに、各構成団体の事業の性質も考慮した上で、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう、現行の一括交付金方式を見直し、ソフト事業を中心とした提案審査方式を導入する方針を決定し、校区まちづくり協議会会長や庁内での説明、市議会への報告も行いました。また、住民主体の地域自治に寄与する取組みに対して効果的に財源が活用されるよう新制度の説明を行うなど、理解を深めていただくための働きかけを進めており、あわせて令和7年度の新制度運用に向けて、令和6年度中に校区まちづくり協議会の支援に関する規則の改正を行ってまいります。 また、地域団体を所管する担当課と交付金や団体の支援のあり方等についての協議を行っており、今後も全庁的な協議を進めてまいります。
2	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金について	現状、校区まちづくり協議会交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。 本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会として実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		

3	危機管理課	八尾市防犯灯電気料金等補助金について	八尾市防犯灯電気料金等補助金は、八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		
4	高齢介護課	八尾市高齢者労働能力活用事業補助金について	本補助金の補助対象経費に事業費以外の管理費（例えば役員報酬）も含まれており、実態にあった名称になっていない。要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

（意見） 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	キャッシュカードを端末で読み込む方法による口座振替の導入について	国民健康保険料等については、キャッシュカードを窓口を設置している端末に読み込ませる方法により、銀行印なしで口座振替を申し込む方法が採用されているが、介護保険料については、それが採用されていない。 他市における徴収率の増加への寄与の動向や、導入費用・手数料等のコストを踏まえ、上記の方法の導入の是非を検討すべきである。	キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。	キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。
2	高齢介護課	税部局等との連携について	現在、介護保険料の滞納については、市税等の他の強制徴収権を所管する部局等との間で、ノウハウの共有や個別の案件の具体的な照会、その他の情報共有に関する具体的な連携はなされていない。 滞納者の資産や収入、交渉状況等について、税部局への照会等の方法による情報共有を検討すべきである。	滞納事案への対応において、滞納者に関しての税部局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。	滞納事案への対応において、滞納者に関しての税部局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。
3	高齢介護課 地域支援室	市が特定の事業者への委託契約を行う方式について	徘徊高齢者探知システム運用業務委託契約は、市が特定の事業者へ、GPSによる探知システムの運用を委託し、市が「委託者」となり、事業者に初期費用相当額を委託料として支払うというものである。しかし、利用者と事業者との間では、通常の直接契約するサービス利用者の場合と同様に契約がされており、また、毎月の利用料等について、市は特に補助等を行わないといったことに照らせば、その実質は高齢者や家族がGPSを利用する際の初期費用の補助としての側面が強い。 市が特定の事業者との随意契約による委託という方式により、費用を拠出することは、特定の事業者のみを有利に取り扱うことになり、事業者間の公平という見地から問題がある。初期費用の一定額補助や複数	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、有効かつ適切な事業内容について検討を進めております。	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、有効かつ適切な事業内容について検討を進めております。

			事業者への委託であれば、このような問題は生じない。現行の委託方式の継続の是非を検討されたい。		
4	高齢介護課	将来的な事業の方向性について	高齢者住宅等安心確保事業は、大阪府営住宅に生活援助員を派遣し、安否の確認・緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行うというものである。しかし、民間の「サービス付き高齢者向け住宅」が急速に増加しており、府市双方が協議の上、事業の継続の必要性やニーズに即した事業の在り方を検討されたい。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。
5	高齢介護課	老人福祉センターを含めた近隣の公共施設の役割の見直しについて	2か所の老人福祉センターは、築年数が40年を超え老朽化が進んでおり、現状、当該施設を使い続けるにあたっては、多額の修繕費用又は更新(建替)費用が発生するものと想定される。 同じ地域に存在する他の公共施設や公有地等も含めた、地域全体のまちづくりとしての在り方を検討するべきである。	市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。	市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。
6	高齢介護課	老人福祉センターで実施されている入浴事業の今後の在り方について	老人福祉センターが設置された40年以上前と比べると、高齢者福祉に求められる役割も変化している。介護予防や社会参加の拠点としての役割など、入浴事業の利用者数の推移、入浴事業の実施コスト、将来の維持更新費用、他市の状況なども踏まえ、更に地域全体のまちづくりとして、両老人福祉センターの在り方も踏まえて、入浴事業の継続の可否について検討されたい。	入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。	入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。

【令和2年度】公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(個別事項)

(2) 八尾市立共同浴場錦温泉

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	地域共生推進課	錦温泉の今後のあり方について	当該施設は、近隣の市営住宅の風呂設置率等も踏まえて、今後も長期間、利用料金収入と同程度の指定管理料を支出して維持すべきかを検討し、施設のあり方そのものについて検討すべきである。また、市の負担を抑え、また、民間の公衆浴場と比較して公平な形で対策についても検討すべきである。	錦温泉の今後の在り方については、令和5年10月策定の「新やお改革プラン 2.0 実行計画」に計上し、八尾市営住宅機能更新事業計画に基づく一部建て替えに伴う住み替え等による利用状況の変化を鑑み、運営の見直しを検討することを前提に、令和6年度から8年度までの指定管理者について選定を行いました。	錦温泉の今後の在り方については、令和5年10月策定の「新やお改革プラン 2.0 実行計画」に計上し、八尾市営住宅機能更新事業計画に基づく一部建て替えに伴う住み替え等による利用状況の変化等を鑑み、運営の見直しを検討しております。

(5) 八尾市自転車駐車場

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	都市交通課	定期利用者の確認の厳格化について	駐車場定期利用の申込・更新の際、現金事故を減らすため、自転車駐車場の定期利用に関して定期駐車券の連番管理を行うなど、不正発行を事前に防止することができるような、厳格な策を検討されたい。	駐車場定期利用の申込・更新の際に、現金事故を減らすため、定期自動更新機の導入を進めてまいります。	駐車場定期利用の申込・更新の際に、現金事故を減らすため、定期自動更新機の導入を進めてまいります。

(6) 八尾市生涯学習センター

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	生涯学習課	利用料金の返還・還付についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者のキャンセルが発生した場合の規定として、既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、キャンセル分の料金について混乱を招きかねない文言があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。
4	生涯学習課	利用料金収入に関する基本協定書の文言について	協定書では、利用料金の見込み額が当初見込みを下回った場合でも、市はその補填を行わないということを定めているが、そのような規定を定めなくても本来的には問題ないように考えられ、その文言が存在することにより、運用が分かりにくくなる可能性もある。次回の協定書の締結の際にはより趣旨が明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。

(10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	観光・文化財課	収集保管されている文化財の保存のあり方について	文化財の保管にあたり、地震発生時を想定した保管方法を検討されたい。また、出土物の保管に関する長期的な保存の方針が確立されていないという問題点を解決されたい。なお、保管場所の不足問題は、指定管理者のみでは解決困難であり、市として、保管方法の改善も含め、短期的な解決が難しいとはいえ、保管に関する方針を確立していく必要がある。	指定管理者とともに、出土品の保管状態を点検し、対応可能な安全対策の検討を行っているところです。 長期的な出土品の保管についての方針を検討しています。	出土品の保管について、転落防止等の措置を講じており、長期的な出土品の保管についての方針は引き続き検討を進めています。

(16) 八尾市立龍華図書館

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	生涯学習課	市立図書館全体への今後の指定管理者制度の導入について	4つの市立図書館について、直営による運営・指定管理者による運営それぞれに、民間のノウハウの活用というメリットと、指定管理者制度による運営の収支構造上のデメリットが存在する。4館(八尾、山本、志紀、龍華)の運営について、直営館と指定管理者運営館とを併存させ、双方でサービスを競い合う、いわゆるハイブリッド型での運営を検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、人件費高騰の導入効果への影響等も踏まえながら、引き続き検討を進めているところです。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、人件費高騰の導入効果への影響等も踏まえながら、引き続き検討を進めているところです。

(17) 八尾市営住宅

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	住宅管理課	指定管理者の創意工夫の余地をより広く認める仕様の設定について	指定管理者の創意工夫に委ねるべき部分について、市が過度に介入すべきではない。仕様を定めるにあたっては、指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分がないかという観点から、改めて仕様内容を精査すべきである。その際、駐車場管理を自治会等に委託することを義務付ける点については、見直す方向で検討すべきである。	指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分について、次回募集の仕様内容を見直します。	指定管理者の創意工夫の余地を過度に制限している部分について、次回募集の仕様内容を見直します。
8	住宅管理課	指定管理者応募者への情報提供のあり方について	指定管理者選定手続の過程で、応募者からの質問を受け付け、これに対する応答をホームページで公表するという手続が経られているが、事業者からの質問に十分な回答がなされていないものがあつた。指定管理の応募者が、収入・支出を正確にシミュレートし、採算性や専門的な従業員の確保の可能性を検討できるよう、公募手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において積極的に情報提供することや、質疑の手続きには、十分な時間を確保的に回答すべきである。	今後の指定管理者の選定手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において、積極的な情報提供や質疑の手続きに十分な時間を確保的に回答します。	今後の指定管理者の選定手続の際には、事業者のノウハウにわたらない限度において、積極的な情報提供や質疑の手続きに十分な時間を確保的に回答します。

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(共通事項)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	契約検査課	財務規則第 122 条第6号による契約保証金の免除のあり方について	八尾市財務規則第 122 条第6号の適用においては、現在、具体的な適用基準や例がない。他の地方公共団体における契約保証金の免除に関する規則及びその運用の状況を踏まえ、財務規則の改正や同規則の解釈の運用指針等において具体的な適用基準や例を示すなどして、契約保証金免除のあり方を検討されたい。	契約事務の適正な執行に向け、本市財務規則の当該部分に関する適用範囲の解釈及び運用について、具体的事例を記した通知を発し、誤りが生じないように全庁的な見直しに取り組みました。 なお、財務規則の改正を含む契約保証金免除にかかるあり方について、他市状況の調査結果を踏まえ、対応方針の検討を進めております。	契約事務の適正な執行に向け、本市財務規則の当該部分に関する適用範囲の解釈及び運用について、具体的事例を記した通知を発し、誤りが生じないように全庁的な見直しに取り組みました。 なお、財務規則の改正を含む契約保証金免除にかかるあり方について、他市状況の調査結果を踏まえ、対応方針の検討を進めております。

(各論事項)

(4) 八尾市外国人相談窓口運營業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	人権政策課	外国人相談窓口の在り方について	相談窓口について、将来的には、国の交付金事業が終了する時期が来るため、持続可能な方法のもとで、事業目的を実現するためには、サービス水準の見直しや、一定の相談内容には受益者負担を導入する	国の交付金事業が終了することを見据え、対応言語については利用実績を踏まえつつ精査を行いました。 (措置済み)	国の交付金事業が終了することを見据え、対応言語については利用実績を踏まえつつ精査を行いました。 (措置済み)

			など、事業の在り方の見直しを検討すべきである。	引き続き、外国人住民間の共助を促す取り組みや受益者負担の検討など、事業の在り方の見直しを行ってまいります。	引き続き、外国人住民間の共助を促す取り組みや受益者負担の検討など、事業の在り方の見直しを行ってまいります。
3	人権政策課	今後の契約相手方選定にあたっては競争性を取り入れた方法とすべきであること	現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務の多くの範囲の再委託がされている状況が見受けられ、競争性を排除していることと矛盾している。遠からぬ時期に、契約相手方の選定にあたり、競争性・公平性が確保される契約方法（プロポーザル等）を採用すべきである。 なお、今後の ICT 技術の活用見込みなどを踏まえると、これらの技術の活用に応じた業者への委託が予算の有効活用につながる可能性が考えられるため、仕様書を作成する際に、併せて検討されたい。	外国人材の受入拡大に対応するため、国の交付金を活用し、外国人支援のノウハウや情報が集約されるような手法を取りつつ、外国人相談窓口体制の整備を進めているところです。 本業務内の通訳・翻訳業務において、ICT 技術の活用に応じた業者へ業務委託する等、契約の競争性が確保できる方法を検討してまいります。	外国人材の受入拡大に対応するため、国の交付金を活用し、外国人支援のノウハウや情報が集約されるような手法を取りつつ、外国人相談窓口体制の整備を進めているところです。 本業務内の通訳・翻訳業務において、ICT 技術の活用に応じた業者へ業務委託する等、契約の競争性が確保できる方法を検討してまいります。

(6) 外国人市民情報提供事業委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	人権政策課	八尾市外国人相談窓口運営業務委託事業との統合と競争性のある契約方式の採用について	「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」とは、業務目的が重複しており、後者については2号随契による理由は乏しい。将来的には事業を統合したうえプロポーザル方式により相手方を選定する方式とし、競争性を適切に取り入れるとともに、民間を含めた様々な応募者からの提案により、よりよい業務内容へ仕様を高めていくことを検討するべきである。	より合理的で効果的な事業となるよう業務を整理し、「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」の統合に向けて検討を行います。	より合理的で効果的な事業となるよう業務を整理し、「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」の統合に向けて検討を行います。

(7) 人権啓発関係業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	人権政策課	委託費の積算根拠が不明確であり、また、委託費の精算もされていない	委託費については、実際に要している費用の実態を把握して、その金額を踏まえた真に必要な金額を精緻に積算する必要がある。また、委託費を概算払いとし、精算を予定している以上、精算の要否を検討するための支出実績を確認のうえ、的確に精算を実施すべきである。 なお、精算対象費目の基準が不明確であることに起因し、精算の要否の判断が困難となっているように思われる。精算対象とすることになじまないと思われる人件費については、業務量に対し過大でないかを不断に検討すべきである。	令和5年度の委託契約について、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行い、委託費の細目を把握した上で契約を締結しました。 精算の手続きについては、引き続き見直しを検討してまいります。	令和5年度の委託契約について、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行い、委託費の細目を把握した上で契約を締結しました。 また、令和6年度の委託契約において、精算対象となる費用を明確にし、支出実績に応じた的確に精算を実施できるよう改めました。 人件費が業務量に対し過大となっていないかについては、必要な人員の把握を行っているところです。

(8) 八尾市人権啓発事業業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	人権政策課 会計課 行政経営改革課	公金外現金の管理方法について	職員が公務として公金外現金を取り扱う場合についての取り扱いルールを制定すべきである。また、委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員が同一であることは、事務について	委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員を別の職員にすることで、チェック機能を維持し、適切な事務処理を実施しております。	委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員を別の職員にすることで、チェック機能を維持し、適切な事務処理を実施しております。

			適切なチェックが働きがたいため、それらを担当する職員を分離する等の改善をすべきである。	また、公金外現金に関する全庁的なルールの作成に向け、他市状況の調査を行い、取り扱いに係るルール作りを進めております。	また、公金外現金に関する全庁的なルールの作成に向け、他市状況の調査を行い、取り扱いに係るルール作りを進めております。
--	--	--	---	--	--

(12) 診療報酬明細書等点検業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	健康保険課	委託費の適切性の検証の不十分性	本事業については民間事業者に対する委託の他、国保連に対する委託を行うことも考えられるところ、市は国保連に委託を行った場合の単価等を把握していなかった。競合事業者を探索し、複数事業者からも見積書の提出を受ける等、今後は委託費の適切性をより慎重に検証すべきである。	複数事業者から見積書を徴取し、委託単価を把握することで、委託費の適切性について検証を進めてまいります。	複数事業者から見積書を徴取し、委託単価を把握することで、委託費の適切性について検証を進めてまいります。
8	健康保険課	指名競争入札の際の指名	本事業について指名競争入札を実施する際、入札参加者の指名は、類似業務の実績などの観点から判断して3の事業者のみに対して行われていたが、候補となる事業者が他にも一定数存在するようにも思われた。そのような場合、市財務規則の「なるべく5人以上の指名」を満たすよう実施すべきである。 また、指名業者の入れ替えや追加を行うことや、明確かつ合理的な指名事業者の選定の基準を事前に制定しておき、事後に指名に関する疑義が生じないようにすることが望ましい。	条件付き一般競争入札により選定を行うことで、より公正性と透明性を確保する方針としております。	条件付き一般競争入札により選定を行うことで、より公正性と透明性を確保する方針としております。

(19) 八尾市立中小企業サポートセンター事業業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	産業政策課	プロポーザルの活性化について	現在、プロポーザルにより選定された平成 29 年度の契約者と、継続して随意契約を締結している。プロポーザル手続が行われた当時、このように随意契約が継続されるとの明示がなかったが、今後は、プロポーザル時に委託を継続することを予定する期間を明示する、または債務負担行為による複数年契約の活用等を検討されたい。	同一事業者と継続して随意契約を締結している状況について、令和4年度にプロポーザル方式による公募を行い、複数事業者による競争のもと選定を行いました。 委託を継続することを予定する期間を明示することについては、今回の提案内容や事業の実施状況等を踏まえ、次回公募時には明示する方向で検討しております。	同一事業者と継続して随意契約を締結している状況について、令和4年度にプロポーザル方式による公募を行い、複数事業者による競争のもと選定を行いました。 委託を継続することを予定する期間を明示することについては、今回の提案内容や事業の実施状況等を踏まえ、次回公募時には明示する方向で検討しております。

(22) 8種分別・指定袋制に係るごみ袋の製作及び配送業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	循環型社会推進課	指定袋制を採用し無償で配付するという委託業務自体のあり方について	大阪府内では、現在、八尾市のみが、指定ごみ袋を無償で配付するという方式を採用している。しかし、この方式は、ごみ袋の製作費用・配送費用のみならず、配送の対象とならない市民への窓口配付や、配送数量の確認等のための人件費のコストが生じている。他の方式を含む方法の選択については、それぞれの諸々のコストや移行のコスト等の考慮を要するところ、ごみ袋に関する制度のあり方を検討する必要がある。	令和3年3月に策定した八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)において行っている現行の指定袋の効果検証を踏まえつつ、今後のごみ量の推移を注視しながら、指定袋制度のあり方について検討してまいります。	令和3年3月に策定した八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)において行っている現行の指定袋の効果検証を踏まえつつ、今後のごみ量の推移を注視しながら、指定袋制度のあり方について検討してまいります。

(23) 道路・水路台帳更新業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	土木管財課	契約相手方の固定について	現在、道路台帳等のデータを更新するという業務について、同一事業者への随意契約が継続しており、その前提となるシステムの定期的な更新についても同一事業者への随意契約が継続している。一方で、道路台帳のシステムの更新時に他業者の参入可能性を検討しシステムを見直した場合には、更新業務についても競争が可能となり委託業務のコスト低減につながる可能性がある。入札やプロポーザル、複数者の見積もりを比較したうえでの随意契約等の可否を検討すべきである。 また、他の所管課のシステムとの統合等によるトータルコストの削減についても、更新等にあって検討すべきと思われる。	令和8年度の道路台帳管理システム更新に向けて、複数事業者の見積書を徴取し、コストについて精査してまいります。 また、システム内の地図情報については、他所属との統合等が可能であるか検討してまいります。	令和8年度の道路台帳管理システム更新に向けて、複数事業者の見積書を徴取し、コストについて精査してまいります。 また、システム内の地図情報については、他所属との統合等が可能であるか検討してまいります。

(27) 令和2年度平日昼間水道施設修繕補修業務・令和2年度休日夜間水道施設修繕補修業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	施設整備課	入札の競争性の確保について	市は、入札参加資格の要件緩和等、入札参加者を拡大する見直しを進めているが、受注者がその他の業務従事者を選任する方式は、関与業者の固定化につながりやすく、入札時の業者間の価格競争性の阻害要因となるリスクがあるため、より一層、一般競争入札における価格競争性および透明性が確保できるような方策を検討されたい。	漏水修繕は特殊な技術が必要となるため、漏水修繕をできる業者が限られているのが現状であります。 今後の業者の技術向上を期待し、また価格競争性、透明性が確保されるように、入札参加者の拡大及び入札参加資格の要件についての検討を進めています。	漏水修繕は特殊な技術が必要となるため、漏水修繕をできる業者が限られているのが現状であります。 今後の業者の技術向上を期待し、また価格競争性、透明性が確保されるように、入札参加者の拡大及び入札参加資格の要件についての検討を進めています。

(29) 八尾市英語指導者派遣事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	学校教育推進課	効果指標の設定と事業の見直し	英語力向上を期待する事業効果を測定する指標として、現行の2技能に限定した効果指標は不十分であり、国や府に報告している4技能を含めた英語力の測定指標についても有効に活用することが考えられる。また、現在、4技能にかかる市の報告数値は、国や府の目標値及び実績平均値をともに下回っている状況にある。市は、保有データを活用し、施策の効果を振り返り、費用対効果の面から見直しを行い、やり方の工夫や事業そのものの企画変更など、効果の向上を志向することを検討されたい。その際、成果を挙げている他市の方法等を参考に事業の改善に取り組むこともよいと考えられる。	ネイティブ英語指導者(NET)については、他市事例を参考に交付税措置の対象となる外国人指導助手(ALT)の会計年度任用職員での直接雇用に変更し、費用対効果の向上を図りました。 (措置済み) また指標の設定については、他の指標や実績値を含め、検討してまいります。	ネイティブ英語指導者(NET)については、他市事例を参考に交付税措置の対象となる外国人指導助手(ALT)の会計年度任用職員での直接雇用に変更し、費用対効果の向上を図りました。 (措置済み) また指標の設定については、他の指標や実績値を含め、検討してまいります。

(32) 八尾市小学校給食調理業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
14	学務給食課	変更契約(ミキサー食導入に伴う変更契約)の問題点について	喫食に配慮を必要とする児童が在籍している小学校において、給食の一部をミキサーにかけるとの変更契約が行われているが、ミキサー食導入のための業務量の増加に伴う増額幅が過大であると思われる、また、学校間で生じている増額幅の差異について合理的な説明が困難である。変更契約に際しては、事業者側の提示した金額の妥当性を吟味する必要がある。	ミキサー食導入に伴う変更契約について、増額金額の妥当性の検証精度を高めるため、手続きの見直しを行ってまいります。	ミキサー食導入に伴う変更契約について、増額金額の妥当性の検証精度を高めるため、手続きの見直しを行ってまいります。

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

1. 基金の管理

(個別事項)

(24) 奨学資金貸付基金

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	学務給食課	債務者が長期間居所不明になっている債権の不納欠損処理について	過去の当基金からの貸付のうち、貸付を受けたものが居所不明になった債権については、早急に回収可能か検討して、回収不能と判断した場合には不納欠損処理を行うべきと考える。	当該債権について、不納欠損処理を行う方向で検討を進めてまいります。	当該債権について、不納欠損処理を行う方向で検討を進めてまいります。
2	学務給食課	奨学資金貸付基金の名称使用について	当基金を管理目的で使用しているが、基金の名称を使用することは、地方自治法第 241 条に基づく基金と混同し、誤解を招きかねない。したがって、奨学資金貸付基金の名称を使用することは止めるべきである。	当該基金の名称を変更する方向で検討を進めてまいります。	当該基金の名称を変更する方向で検討を進めてまいります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 基金の管理

(共通事項)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	会計課	基金の資金運用に係る運用対象について	基金の効率的運用を行い得るよう、運用対象を預金債権とする場合の運用期間を拡大する規定の見直しを図るべきであると考え。 また、繰替運用や取崩しの想定されない基金の資産については、会計年度内を運用期間とする必要がないため、複数年を運用期間とする預金債権以外の運用対象、例えば債券を運用対象とすることで、運用	預金債権の運用期間を拡大する規定の見直しや基金の運用対象については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。	預金債権の運用期間を拡大する規定の見直しや基金の運用対象については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。

			収益を拡大させることが可能となる。		
2	会計課	資金運用に係る諸規則等の整備について	現在の超低金利情勢においては、資産の効率的活用という視点から債券への投資も選択肢のひとつとして検討すべき事項であり、そのためには、「八尾市債券運用基準」の再整備を行い、併せて基金の活用計画を策定し、具体的な資金運用を検討していくべきであると考え。	債券運用基準の再整備や基金の活用計画の策定については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。	債券運用基準の再整備や基金の活用計画の策定については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。

(個別事項)

(3)職員厚生事業基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	職員課	今後の基金の在り方、活用の方向性の検討について	基金の積立ては運用利息のみであることから、基金設立当時の職員が負担していた基金の設立原資である当初分配金を元に現在在籍している職員が基金を活用しているにすぎない。 将来の基金の活用方針次第では積立てが必要になることから、今後の基金の在り方、活用の方向性を検討していくことが重要であると考え。	基金の在り方等について、職員厚生事業基金検討会議において状況確認を行い、社会経済情勢の変化による職員ニーズを的確に捉えながら、引き続き活用の方向性を検討しているところ です。	基金の在り方等について、職員厚生事業基金検討会議において状況確認を行い、社会経済情勢の変化による職員ニーズを的確に捉えながら、引き続き活用の方向性を検討しているところ です。

(20)森林環境譲与税基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	農とみどりの振興課	基金の活用計画の策定について	基金を有効に活用するために、中長期の視点で計画を策定し、その上で、当該中長期計画に基づき年度計画を策定、実行するべきである。 そのためには、翌年度の使用可能性のみならず、中長期的な観点での使用可能性について全庁に対するアンケートやヒアリングにより情報を集めることが有用と考える。	当該基金の活用について、全庁に対するアンケートを集計しました。 今後は、そのアンケート結果等を踏まえつつ、活用推進方法について検討してまいります。	当該基金の活用について、全庁に対するアンケートを集計しました。 今後は、そのアンケート結果等を踏まえつつ、活用推進方法について検討してまいります。

(21)高井道子公園基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	土木管財課	基金の活用方針の策定について	当面は、現在の資金残高を取り崩すことで、設備や安全な環境を維持・継続させることができるが、資金がなくなる時期を見据え、基金残高が十分にある現時点において、将来的な高井道子公園の在り方を検討し、財源となっている当基金の活用方針を策定することが必要と考える。	基金を活用している公園維持管理コストの検証や将来的な高井道子公園の在り方について検討してまいります。	基金を活用している公園維持管理コストの検証や将来的な高井道子公園の在り方について検討してまいります。

(23)奨学基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	学務給食課	奨学基金の在り方、活用計画の策定について	当基金からの事業費充当は運用利息のみで賄う方針としているため、奨学金事業費の財源は一般会計で補填を受けているが、ふるさと納税による積立分を運用原資に回さず事業費に充当すれば、一般会計からの補填は不要となる。または、基金の積立目標など	奨学金事業費の財源について見直しを行い、令和5年度予算においては、一般会計からの補填は行わず、運用利息とふるさと納税による積立分を充当することとしました。 引き続き、寄附金等の財源の変化に対応するた	奨学金事業費の財源について見直しを行い、令和5年度予算においては、一般会計からの補填は行わず、運用利息とふるさと納税による積立分を充当することとしました。 引き続き、寄附金等の財源の変化に対応するた

			の計画を立て、積立目標達成までは引き続き寄附金を奨学基金の運用原資とすることも考えられる。 したがって、ふるさと納税による寄附金の増加という環境変化の中、奨学基金の将来の在り方を検討し、中長期計画として定めるべきと考える。	め、中長期計画の策定について検討してまいります。	め、中長期計画の策定について検討してまいります。
--	--	--	---	---------------------------------	---------------------------------

(24) 奨学資金貸付基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	学務給食課	利用実績の乏しい貸付事業の廃止について	当基金による貸付制度は、大阪府育英会入学貸付金の制度と重複しており、利用実績からかんがみても、八尾市の貸付制度の役割は全うしたと考える。したがって、奨学貸付事業は廃止するべきである。 なお、貸付事業廃止までに、大阪府育英会入学貸付金の制度や八尾市の奨学金給付制度の周知方法等に市として課題がないかなど分析・検討し、利用予定者の不利益にならないような取り組みを行うことが望まれる。	利用予定者の不利益とならないよう、貸付事業を廃止する場合の市としての課題について分析・検討してまいります。	利用予定者の不利益とならないよう、貸付事業を廃止する場合の市としての課題について分析・検討してまいります。
8	学務給食課	債務者が居所不明になった場合の債権の管理体制の整備について	長期の間、居所不明となっている未償還金に対して、回収への取り組み、不納欠損に向けた手続きがなされていなかったことを踏まえて、居所不明になった場合の未償還金の取り扱いなど、当貸付事業の回収事務についてルールを整備すべきと考える。	当該債権の管理体制について見直しを行ってまいります。	当該債権の管理体制について見直しを行ってまいります。

(25) 三好萬次奨学基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	学務給食課	基金の活用方法について	元本を維持し運用益を活用する方法は、安定的かつ継続的な運用に資するものとして、条例制定当時においては適当であったと考えられるが、現状においては、十分な活用方法とは言いがたい。 趣意書には、元本を維持することまでは明記されていないことから、当基金の活用方法については改めて検討するべきと考える。	当該基金の活用方法については、改めて検討してまいります。	当該基金の活用方法については、改めて検討してまいります。

(26) 杉本久仁一子ども食育支援基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	学務給食課	基金を財源に実施する事業の有効性評価と基金の活用方針の策定について	寄附の目的である子どもの食育を充実させるためには、現在実施している学校食育推進業務委託事業の有効性評価を行ったうえで、基金の活用方針を定め、他の事業への活用を含め、さらなる基金の有効活用をするべく、活用方法の拡充を進めることが望まれる。	現在実施している委託事業の有効性評価を行うとともに、他の事業への活用など、基金を有効活用できるよう検討してまいります。	現在実施している委託事業の有効性評価を行うとともに、他の事業への活用など、基金を有効活用できるよう検討してまいります。
11	学務給食課	学校食育推進業務委託事業における欠食児童等に対する食	毎年 2,500 千円が学校食育推進業務委託事業の予算として事業費に充当されているが、委託費の上限が決まっていると、委託費の上限までしか支援を行わないことから児童等に対して必要な支援が行き届かない	学校食育推進業務委託事業について、欠食児童等に対する支援を適切に行うことができるよう、委託費の支払い方法を見直してまいります。	学校食育推進業務委託事業について、欠食児童等に対する支援を適切に行うことができるよう、委託費の支払い方法を見直してまいります。

		事提供費用の 精算方法につ いて	といったことが生ずる可能性は否定できない。 欠食児童等に対する食事提供については実績払い とする契約を締結するべきと考える。		
--	--	------------------------	--	--	--

2. 債権の管理

(個別事項)

(1) 障がい福祉サービス費等返還金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	障がい福祉課	滞留債権の専 門家への回収 依頼について	通常、金額が大きく、滞留期間が長期化し、誠実に対 応しないような債務者に対する債権は、法的強制力 等、債務者が予見しない権限をもって請求しない限 り、回収の可能性は極めて低い。 回収、督促に関する内部規定を策定し、滞留期間、 債務者の状況等、一定要件を定め、弁護士等に回収 を依頼する等、回収可能性が高める施策を図るべきと 考える。	専門家への回収依頼の検討も含め、回収、督 促に関する内部規定を策定するなど、回収可能性 を高める施策を図ってまいります。	専門家への回収依頼の検討も含め、回収、督 促に関する内部規定を策定するなど、回収可能性 を高める施策を図ってまいります。

【令和5年度】産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(15) 観光活動支援育成事業

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	観光・文化財課	観光協会の公 式サイトの情報 セキュリティ について	通信が暗号化された WEB サイトとして現在広く普及 している、アドレスが「https://～」から始まる通信規格 を観光協会の WEB サイトが採用していないため、アク セスしたユーザーのデバイスのセキュリティレベル の設定によっては、観光協会の WEB サイトを閲覧でき ない。 誰もが安心してアクセスできるように、市は補助事 業の実施状況の確認手続の一環で、指導すべきであ る。		観光協会公式サイトの情報セキュリティにつ いて指導をしており、現在、協会において対応を 進めているところです。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 産業政策検討事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	産業政策課	景気動向調査 の調査件数に ついて	景気動向調査が施策検討に活かすことができる調 査結果になるように、直近の調査における回答数が 十分であるか、母集団の傾向を代表しているかを検 討することが必要である。そして検討の結果、回答数 が不足している場合には、これまでの回収率から発送		必要な標本数の算出を行い、母集団の傾向を より正確に把握する調査方法について、検討して まいります。

			数を何件にすべきか検討する必要がある。		
2	産業政策課	景気動向調査の調査票回収率が目標未達であることについて	「世の中のトレンドに沿った的確な施策の推進を図ることで市内商工業者の課題に対応した施策を実施する」ことを進めるうえで、景気動向調査が重要な情報であるにも関わらず、長期にわたり調査票の回収率が目標に未達であるため、担当課は調査票の回収率改善について八尾商工会議所と協議していく必要がある。		調査票の回収率改善に取り組むため、八尾商工会議所とWEB調査の実施について協議を進めているところです。

(2) 産業立地誘導推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20までの取組等の内容と改善の方針
3	産業政策課	八尾市ものづくり集積促進奨励金について	企業活動が自由であることも踏まえたうえで、過去に交付を受けた事業者について、交付期間後の一定期間の活動状況を確認して、転出が多いようであれば、事業者が転出しづらい制度設計の必要性がないか、定期的に検討して、現行制度における支給要件等の継続が問題ないか確認することが望まれる。		制度設計を見直す必要性を検討するため、当該奨励金交付後の活動状況を把握する方法について検討してまいります。
4	産業政策課	事業評価の指標の見直しについて	事業目標にも挙げられている「税收及び雇用の確保」を推進するための目標を事業の成果から得られた変化や効果(アウトカム)として事業評価の指標に加えることが有用と考える。		事業評価の指標においてアウトカム指標の設定が可能であるかの検討を進めているところです。

(3) 中小企業サポートセンター事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R6.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20までの取組等の内容と改善の方針
5	産業政策課	インキュベーション施設の満足度調査について	全体としての満足度を評価するためには、過去からの変化や利用者間の満足度のばらつきも分かる点数評価を含めたアンケート調査が有効である。施設利用者の意見、要望、不満を、より具体的に多く把握するとともに、満足度を定量的に評価するために、定型化し、精緻化したアンケートによる満足度調査を実施する必要があると考える。 なお、アンケート調査の結果とそれを踏まえた担当課の対応方針は、ホームページ上に公開することが有用である。		満足度調査を実施するためのアンケート作成について、今後取り組んでまいります。
6	産業政策課	インキュベートルーム退去後の活動状況について	インキュベートルーム使用者の全員に対して、退去した後の活動状況を把握し、起業しない場合はその理由を把握する必要がある。また、退去後も一定期間は元インキュベートルーム利用者全員の活動状況を確認し、事業開始の有無、事業の実施場所、市内で事業を開始しない、または継続しない場合にはその理由を把握し、今後のインキュベーション施設の在り方や改善策に活用することが望まれる。		施設の在り方や改善策に活用するため、退去後の活動状況の把握について、実施方法等を検討してまいります。
7	産業政策課	インキュベーション支援の在り	インキュベーション施設の利用率は全体として50%を超えたことはなく、特に共同利用室の8区画は、過		利用者満足度の把握や退去後の利用者の活動状況を把握した上で、施設の在り方やその活用

		方について	去5年間に、半数以上利用されていたことがない。 インキュベートルーム退去後の利用者の活動状況を把握してインキュベーション施設の設置による市への貢献度がどれくらいあるのかを正確に把握することや、利用者の満足度や要望の調査方法を定型化、精緻化することにより得た情報に基づき支援策の見直し、情報提供を強化する取り組みを進めても、恒常的に利用率が低下している場合は、インキュベーション施設の在り方やその活用方法について総合的に検討することが望ましい。		方法について検討してまいります。
--	--	-------	---	--	------------------

(4)オープンイノベーション推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	産業政策課	市が賃料負担をする「みせるばやお」の施設の立地について	現在の立地に「みせるばやお」の施設があることで、どれだけ地域のにぎわいを創出できたのか評価する必要がある。その結果を踏まえて今後も現在地にて運営する必要があるのか、一定期間ごとに検討する体制を整備するべきと考える。 また、仮に十分に地域がにぎわっている場合であっても、このままにぎわい創出のため市が賃借料を負担し続ける必要があるか検討することは必要である。		当該施設によりどれだけ地域のにぎわいを創出できたのかを把握するため、評価の方法について検討してまいります。

(6)地域企業振興事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	産業政策課	意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果について	すべての事業者に対して意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果を評価する仕組みは設けるべきである。 特に、新製品の開発、新分野進出及び技術革新といったことに対する補助金が、補助事業者にとって効果のあるものとなっているかについては、事業の性質上、短期的な評価と長期的な評価に分けて確認をしていくべきである。		補助事業実施前と比べて付加価値額が増加したかどうかを評価するため、令和6年度より、補助金の交付を受けた事業者へ報告を義務づけるよう改めています。

(7)産業ブランディング事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	産業政策課	「On-Do(音頭)ネット」の効果について	「On-Do(音頭)ネット」を開始した約20年前と現在とでは、インターネット環境は大きく変化しており、ホームページをはじめ各種 SNS や Blog など広告宣伝の方法は多様化している。 市内のお店の利用促進や、商業の活性化と質の高い生活環境の充実、そして八尾の歴史・文化・自然・生活への市民理解の深化といった「On-Do ネット」の目的に照らして、民間事業者の自社サイトや他の紹介サイトでは得られない効果が「On-Do ネット」にはあ		効果の測定・評価の方法について検討してまいります。

			るのか、社会的環境の変化も踏まえて、測定・評価することが必要な時期にあると考える。		
--	--	--	---	--	--

(9) ワークサポートセンター管理運営事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	労働支援課	地域職業相談室について	市は、八尾市地域職業相談室を設置した時との社会環境の変化を分析すると同時に、社会環境の変化の弊害及びその変化に取り残された求職者にも目を向けながら、ワークサポートセンターへの市民ニーズ及び、設置の継続ができないこととなった場合の住民サービスの低下を客観的に把握したうえで、現在の利用状況だけではなく、設置時の社会環境や設置の必要性、目的等に照らして、設置を継続する必要があるのか、定期的に検討することが望まれる。		社会環境の変化の分析と同時に、設置を継続しないこととした場合の住民サービス低下の影響も踏まえながら、設置を継続する必要性について分析・検討してまいります。

(10) 無料職業紹介事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	労働支援課	八尾市おしごとナビの在り方について	増加傾向にある登録企業数や求人登録数に対して求職者数が増加していない現状は、近年の労働力人口の減少や完全失業者数の減少という社会環境に起因している可能性があり、事業者の人材確保支援ツールとして機能しているのか検証が必要と考える。また、設置の経緯から特に女性の求職者にとって有用なサイトとなっているのか検証が必要である。 検証の結果、求人検索数及び就職者数が増加しないのであれば、在り方について検討するべきである。		事業者の人材確保支援ツールとして機能しているか、また設置当初の目的である女性の求職者にとって有用なサイトになっているかについて、これまでの運用方法や実績を踏まえて検証と運用の見直しを進めているところです。

(11) ダイバーシティ経営推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	労働支援課	八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターについて	将来的にセンターが自主運営できる組織となるよう、会員数の増加に努めていく必要がある。 また、利用者ニーズの高いところにサービスを集中することで、民間事業者との差別化を図るとともに、最終的には自主運営できる事業計画が立てられるように市は指導するなど、八尾市共済センターへの関与の仕方を見直す必要があると考える。 さらに、運営費補助との費用対効果等が見込めない場合は、八尾市共済センターの在り方を見直す必要があると考える。		利用者ニーズを踏まえたサービス提供を進めることで民間事業所との差別化を図るとともに、センターが自主運営できる組織となるよう指導してまいります。

(12) 観光魅力創造事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
14	観光・文化財課	八尾市フィルムコミッション事業の事業計画に	まずは「長期事業計画」または「長期ビジョン」で、10年後もしくはさらに遠い未来にめざす姿をまとめて活動指針としたうえで、この「長期事業計画」または「長		当該事業は観光魅力創造事業における一つの事業として、市の実施計画において位置付けや進捗管理を行っておりますが、当該事業の方針や方

		ついて	期ビジョン」を実現するために3年から5年程度で実施すべきことを示す「中期事業計画」を定めることが望まれる。		向性について、今後、検討してまいります。
15	観光・文化財課	共催イベントのリスク管理について	「共催」の場合「後援」と比べ、事故、法令違反等などがあつた場合、市の責任が強く問われる。 したがって、想定される事故・法令違反等の発生可能性、発生した場合の市の責任の範囲を検討したうえで、共催の可否を決定すること、及び共催相手との責任関係を明確にしておくことが必要である。		今後の共催においては、後援名義申請と同様、誓約事項を定めたくてで誓約書の提出を義務づけ、責任範囲及び責任関係を明確にしたうえで行ってまいります。

(13) 八尾河内音頭まつり振興事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
16	観光・文化財課	八尾河内音頭まつりの在り方について	八尾河内音頭まつりの運営資金となっている当事業の補助金や委託費等実費に加えて、市職員の関与にかかるコストも集計して、当事業の効果を分析する必要がある。そして、補助金の規模や市職員の関与度が、八尾河内音頭まつりの開催規模や運営方法に大きく影響を及ぼすことを踏まえて、八尾河内音頭まつりの在り方自体を検討することが必要になると考える。		まつりの開催に伴い発生している市のコストを集計する方法や事業効果の分析方法について、検討してまいります。
17	観光・文化財課	八尾河内音頭まつりの来場者数の調査について	八尾河内音頭まつりの来場者数は、実行委員会が開催場所を決めるうえでの重要な指標の一つとなっているが、事務局である市において来場者数として集計する対象や調査方法について文書化されたものがない。 基本的調査方針を定め、そのなかで調査対象を明確にし、各年度の調査方法は開催形式や会場に沿って具体的に計画、調査を進める必要がある。また、基本方針や実施計画、調査の実施状況は文書として残す必要がある。		来場者数の基本的調査方針について検討してまいります。

(14) 国内交流事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
18	観光・文化財課	事業評価の指標が見直されていないことについて	令和4年度から事業内容の見直しが行われ、イベントの実施可能件数が減少しているため、事業評価の指標をイベント実施件数とするのであれば、イベント実施予定や実施可能性などを検討したうえで、指標の計画値を設定すべきである。		事業評価の指標について、適切なものとなるよう検討してまいります。
19	観光・文化財課	国内交流都市の相互交流について	国内交流都市と調整して、割引可能な特定施設の範囲を拡大させることや、市のホームページの更新だけでなく広報誌等でも情報発信するなど、市民への効果的な周知方法も検討するべきである。		市民が利用できる国内交流都市からのサービス提案などを積極的に活用するため、周知方法の検討を行い、また、本市の魅力についても国内交流都市において周知されるよう取り組みを検討してまいります。
20	観光・文化財課	国内交流事業	国内交流事業の効果を測り、個別の事業内容を見		実態調査の方法について検討してまいります。

		の取組状況、効果に係る現状把握について	直すための実態調査が必要である。また、実態調査では国内交流の活動実態の把握にも努め、市民同士で国内交流をしている実績があれば、市のホームページで紹介し、市民の行動意欲を刺激することが望まれる。		
21	観光・文化財課	国内交流事業の継続について	国内交流事業の現状把握を行ったうえで、「国内交流」とは何を意味し、何を目的に国内交流事業を実施するのか、国内交流事業そのものの継続の要否や、他の観光関連事業との一体での事業展開といったことについて検討すべきと考える。		現状把握を行ったうえで、事業継続の要否等について検討してまいります。
22	観光・文化財課	事業評価の指標がアウトプットのみであることについて	事業活動の成果である「アウトプット」のみを事業評価の指標とはせず、成果物によってもたらされる効果・効用である「アウトカム」も事業評価の指標に含めるべきである。		事業評価の指標においてアウトカム指標の設定が可能であるかの検討を進めているところです。

(15) 観光活動支援育成事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
23	観光・文化財課	事業評価の指標に係る実績値の根拠について	事業評価の指標である満足度調査の結果については、集計値のみ入手して完了するのではなく、その根拠としてのアンケートの項目やアンケートの収集範囲、集計結果のデータを把握し、信頼できるものか検討したうえで採用すべきである。		満足度調査の結果について、根拠資料の徴取など、適切な把握に取り組んでまいります。

(16) 観光振興の計画について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R6.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R6.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
24	観光・文化財課	観光振興の計画策定について	新型コロナウイルス感染症の流行の前後で、人の流れや観光に求めるものが変わった可能性もあるが、そのような環境変化があるときこそ、観光関連の事業を進め、実行戦略を策定するうえで拠り所となる観光振興計画を策定し、環境変化に合わせて計画を見直しながら、毎年の実施計画を定めていくことが望まれる。		新型コロナウイルス感染症の流行前後において、観光を取り巻く環境に大きな変化があった中で、今後の社会情勢等を注視しつつ、あらためて観光振興計画策定の必要性を検討してまいります。